

<日本調剤グループ調達基本方針>

私たち日本調剤グループは、「すべての人の『生きる』に向き合う」を使命に掲げ、医療を通じて社会に貢献する企業として人々の健康な生活を支える役割を担っています。さまざまな事業活動は、単独で達成できるものではなく、ステークホルダーの皆さまのご理解とご協力が必須と考えています。日本調剤グループは、サプライチェーンを含めたビジネスパートナーと責任ある調達や健全な協力体制を構築するため、「日本調剤グループ調達基本方針」を定め、適切に運用し、持続可能な環境・社会の実現に貢献します。

調達基本方針は、日本調剤グループのすべての役員・執行役員・従業員が基本とする方針であり、私たちはこれに基づき調達活動を行います。

1. 法令・国際規範及び社内規程の遵守

私たちは、調達活動において国内外の法令・国際規範及び社内規程を遵守します。なお、当該国・地域の法規制と国際的な規範に差異がある場合は、より高い基準を遵守し、相反する場合は、国際規範を最大限遵守する方法を追求します。

2. 安心・安全なサービスや製品の提供

私たちは、すべてのステークホルダーに対してサービスや製品を提供するあらゆる場面で、安心・安全の優先を徹底します。また、医療における社会的責任の重要性を認識し、継続的なサービス提供と製品の安定供給に努めます。

3. 人権尊重と適切な労働環境

私たちは、調達活動において基本的人権を尊重し、不当な差別やハラスメントを禁止します。また、人権侵害や不当な労働慣行が行われていないか確認し、不当行為が行われていた場合、是正の余地を検討した上で、取引停止を行います。

4. 環境保全

私たちは、調達活動においてサプライヤーと協働し、環境保全や環境負荷の低減に取り組みます。

5. 公正な事業活動と腐敗防止

私たちは、調達活動において公平・公正で自由な競争の下、すべてのサプライヤーと適正な基準に基づいて公正な取引を行います。また、国内外を問わず、いかなる形の腐敗的な行為を行いません。

6. 改廃

本方針の改廃は、日本調剤株式会社の取締役会で行います。

7. 施行

本方針は、2023年1月1日から施行します。

本方針は、2024年1月1日から改正の上施行します。

<日本調剤グループ サプライヤー行動規範>

サプライヤーの皆さまへ

本規範は、取引先の皆さまに遵守いただきたい項目をまとめています。日本調剤グループは、これらの項目に取り組む取引先からの調達を推進します。本行動規範の内容または貴社が持つ同様のガイドラインを貴社の取引先にも伝達し、遵守を求めることを期待します。

□対象範囲

日本調剤グループと直接取引のあるサプライヤーは本行動規範を遵守することが求められます。二次サプライヤー等の間接取引先や代理会社を介しての取引先には、遵守することを期待します。

□運用

日本調剤グループは本行動規範に定める項目に取り組む取引先からの調達を推進します。また、取引継続の判断要素のひとつとさせていただきます。

□点検

サプライヤーは、本行動規範の遵守の状況等について、日本調剤グループの求めに応じて、アンケート調査への回答、実地監査の受け入れ、関連資料や記録の提出、その他の要請に応じます。

□違反報告と是正措置

サプライヤーは、本行動規範に違反した場合、また違反のおそれがある場合は、認識した時点で直ちに日本調剤グループに報告します。違反が認められた場合は、違反を解消するための計画を立て是正措置を実施するとともに、日本調剤グループへ報告を行います。違反の内容によっては、日本調剤グループとの契約が破棄されることがあります。

□遵守いただきたい項目

取引先の皆さまに遵守いただきたい項目は、以下のとおりです。

1. 法令や国際規範の遵守

事業活動を行う各国、各地域における関連法令・国際規範を遵守すること。

2. 公正な事業活動と腐敗の防止

(1) 公正な競争

公正で自由な競争を制限する行為を行わないこと。

(2) 腐敗防止

贈収賄、癒着といった、いかなる形の腐敗的な行為を行わないこと。行政または公務員との健全な関係を維持し、業務上の見返りを求めた金銭、贈り物、接待その他の経済的利益の提供、約束、申し出は行わないこと。

(3) 反社会的勢力との関係断絶

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、あらゆる団体・個人との関わりを一切持たないこと。

(4) 医療機関との関係

医療機関とは、各種法令及びガイドラインを遵守し、公正で透明な関係を維持すること。

(5) 寄付について

関連するガイドラインを遵守し、寄付をする場合には適正に開示し、透明性を確保すること。

(6) インサイダー取引の防止

証券市場のルールを守り、会社や取引先等に関する重要な未公開情報を知りながらその株式等の売買を行う等、法令に違反する内部者取引（インサイダー取引）を行わないこと。

(7) 知的財産の保護

他社の知的財産権を侵害するような事業活動を行わないこと。

3. 人権・労働

(1) 差別・ハラスメントの禁止

人種、肌の色、性別、身体障がい、国籍、言語、宗教、信条・思想、財産、門地その他の地位によるいかなる差別・ハラスメントを排除し、またこれらを理由とする雇用・待遇・昇進等の決定における差別や嫌がらせ等を禁止すること。

(2) 強制労働の禁止

あらゆる形態の強制労働、奴隷労働、人身売買を行わないこと。また、各国の人権関連法令を遵守すること。

(3) 児童労働の禁止

各国・地域ごとの法令で定める就業年齢に達しない児童には労働させないこと。

(4) 結社の自由・団体交渉権

従業員による結社の自由と団体交渉の権利を尊重すること。

(5) 過剰労働時間の削減

労働時間における各国の法令を遵守し、休日及び適切な労働時間を定め、過剰労働時間の削減に努めること。

(6) 最低賃金以上の賃金の支払い

各国・地域ごとの法定最低賃金以上の賃金を支払うこと。

(7) 労働安全衛生の整備

従業員の安全と健康に配慮して施設を整備すること。適切な修繕作業などにより、施設の安全性を維持すること。

4. 環境・動物福祉

(1) CO2 排出量の削減・気候変動緩和

事業活動を通じて排出される CO2 をはじめとする温室効果ガス（GHG）排出量の削減や省エネルギーの取り組みを行い、地球温暖化の防止に努め、気候変動の緩和を推進すること。

(2) 環境負荷低減

企業の社会的責任を認識し、グループの事業活動全体を通じて環境負荷の低減に努める。環境負荷を軽減する技術の導入、再生可能エネルギーへの移行を積極的に進めること。

(3) 廃棄物削減・効率的な資源利用

資源利用の効率改善、廃棄物の削減、再使用、再資源化、環境配慮素材や再利用可能容器への転換を推進し、循環型社会の構築に取り組むこと。

(4) 水使用の効率改善

水使用量の削減、排水の二次利用、汚染水の適切な排水処理を行うなど、水使用の効率改善と環境負荷の低減を行うこと。

(5) 生物多様性の保全

生態系に与える影響を認識し、生態系の維持に配慮した事業活動や事業活動により発生する化学物質の適切な処理を行うなど、生物多様性への影響を最小化することで保全に努めること。

(6) 動物福祉への配慮

動物の生命を尊重し、動物実験を実施する際には苦痛を最小限に抑え、必要最小限の動物数にとどめる。関連法令等を遵守して動物実験を実施し、動物の飼育体制及び実験実施体制について外部機関による検証に努めること。